# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、児童手当に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

札幌市長

## 公表日

令和7年10月28日

# 項目一覧

(別添2) 変更箇所

I	基本情報
п	特定個人情報ファイルの概要
(別	添1)特定個人情報ファイル記録項目
ш	リスク対策
IV	開示請求、問合せ
v	評価実施手続

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の内容	札幌市では、児童手当に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により、児童手当の資格管理、給付の事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表の81項により個人番号を利用することができるのは、児童手当に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。 ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱うこととする。 1. 児童手当法第七条第一項(同法第17条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)及び同法附則第2条第4項において適用し、又は準用する場合を含む。)もしくは第2項の児童手当もしくは特別統付に成財則第2条第4項において適用し、又は準用する場合を含む。)もしくは第2項の児童手当もしくは特別総付に財助期第2条第1項の民徒でいう。次号及び第3号においてでの一つの受給後及びその額についての認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 2. 児童手当法第9条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の原量手当若しくは特別給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 4. 児童手当法第12条第1項(同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の未支払の児童手当もしくは特別給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務。 5. 児童手当法第28条(同条第2項を除き、同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の周出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務。6. 児童手当法第28条(同条第2項を除き、同法附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の周知の提供等の求めに関する事務においてでの選及を領域と第2項とののの場では、第4のの場では、第4のの場では、第4のの場では、第4のの場では、第4のの場では、第4のの場での選を含む。)の最知を含む。と記の事務においての一部は、一部は、一部は、一部は、一部は、一部は、一部は、一部は、一部は、一部は、
③対象人数	<選択肢>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		
システム1		
①システムの名称	手当システム(児童)	
②システムの機能	児童手当法に基づき、児童手当に関する事務の管理を行うシステムであり、次の機能を有する。  1. 児童手当資格管理 申請情報、児童情報及び口座情報を管理し、各種申請・届出に応じ申請データの審査・認定を行う。また、これにより受給者情報・児童情報・世帯情報等の登録・変更を行う。  2. 児童手当支払い管理 上記児童手当資格管理により作成された情報をもとに、児童手当支払いデータを作成する。また、併せて支払い対象者一覧及び銀行別集計表を出力する。 また、支払い実績の登録・修正を行う。  3. 住登外者登録 札幌市内に住民票の無い申請者について、住登外データを作成する。  4. 申請・届出帳票出力 認定請求申請書・各種変更届(額改定請求書・受給事由消滅届・氏名変更届・額改定届・金融機関変更届・住所変更届)・現況届について、出力を行う。  5. 保育料徴収入力 保育料の申出徴収について、入力を行う。  6. 督促管理 認定請求及び各種届出の際、法令上の必須書類を後日提出する申請者・受給者について、督促状況の管理を行う。  7. 住基個人情報照会 住民記録・印鑑オンラインシステムと連携を行い、申請者・受給者の住基情報を確認する。	
③他のシステムとの接続	<ul><li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li><li>[ ]庁内連携システム</li><li>[ ]既存住民基本台帳システム</li><li>[ ] 税務システム</li></ul>	
	[ ]その他 ( )	
システム2~5		

	中間サーバー・プラットフォーム  国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。 1 符号管理 作号(※)と団体内統合宛名番号(※)とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号 ※(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各地方公共団体等内で共通して用い
   1   7   2	名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。 1 符号管理 符号(※)と団体内統合宛名番号(※)とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 ※符号・・・情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号
②システムの機能	る番号。次名番号は、それぞれの地方公共団体等の各業務システム、社会保障システム、地方税システム、サカポシステム、サカポシステム、サカポシステム、サカポシステム、サカポシステム、サカポシステム、サカポシステム、サカボシステム、サカボシステム、サカストン、サンステムを利用して情報照会、情報提供を下り際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。 2 情報提供・アンワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。3 情報提供・アンステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。4 既存システムとの接続システムと連続・アークシステムを強にカーリンと情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。5 情報提供データベース管理・持定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。6 情報提供データベース管理・持定個人情報を副本として、保持・管理を行う。7 データの送受信情報提供・アータベース管理・特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。(※)インターフェイスシステム・「特報照会、情報提供、符号取得のための情報を割かとして、連携を行う。(※)インターフェイスシステム・一特の送受信のといて連携を行う。(※)インターフェイスシステム・一特のとので理を行う。(※)インターフェイスシステム・一特のとので理を行う。(※)インターフェイスシステム・一特のとので理を行う。(※)インターフェインので当性を示すデータ)を付与する。 3 送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 (※) (4) の管理を行う。(2) 送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。(3) 送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。(5) 情報提供・アリークンステムから受信したマスター情報(システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報)の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 中間サーバ・・ブラ・アンティールの正当性を示すデータとの暗号化を得らできるがよりの管理を行う。 10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	[ O] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 庁内連携システム         [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム       [ ] 既存住民基本台帳システム         [ ] 宛名システム等       [ ] 税務システム

システム3		
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバ)	
②システムの機能	札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・ブラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1 サーバー・ブラットフォームとの情報連携 中間サーバー・ブラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・ブラットフォームと連携とて、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・ブラットフォームとの間で、情報車送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名番号をシステムを整(団体内統合宛名番号をシステムを変換する。また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、、団体内統合宛名番号をシステムで管理している番号を取得する。より、システムで管理している番号を取得する。4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・ブラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。 ※中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。 ※中間サーバー・プラットフォーム・自治体中間サーバー(本市の「市中間サーバーリ)を含む。)のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバーリ)を含む。)のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない。)。	
③他のシステムとの接続	<ul><li>[ ]情報提供ネットワークシステム</li><li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム</li><li>[ ] 競客システム</li><li>[ ] 税務システム</li></ul>	
	[O]その他 (中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、) 庁内各業務システム	

①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)	
②システムの機能	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 2 符号取得状況の管理中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 3 団体内統合宛名番号の検索個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理情報連携記録の管理情報連携記録の管理情報連携記録の管理「特報連携記録の管理」「大会業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。	
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム       [ ]庁内連携システム         [ ]住民基本台帳ネットワークシステム       [ ]既存住民基本台帳システム         [ ]宛名システム等       [ ]税務システム         [ ] での他       (システム基盤(市中間サーバ、個人基本、社会保障宛名)	
システム5		
①システムの名称	システム基盤(個人基本)	
②システムの機能	札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。  1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。  2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の管理 情報連携記録の管理	
③他のシステムとの接続 システム6~10	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ O] その他 (システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名、社会保障宛名)、庁内各業務)	

システム6			
①システムの名称	システム基盤(社会保障宛名)		
②システムの機能	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し社会保障業務(国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療、高齢・障がい福祉、児童福祉などの業務)で活用する。個人(及び法人)の宛名情報、応対記録、口座情報及び税宛名から連携される課税情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報の連携システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 システム基盤(税宛名)からの課税情報の連携システム本盤(税宛名)から課税額、所得額、収入額などの課税情報を受領し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。 3 社会保障第名の管理社会保障業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各社会保障システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 4 システム基盤(団体内統合宛名)連携システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、社会保障業務で把握した対象者について、社会保障業務で管理している番号を連携する。		
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 既存住民基本台帳システム [ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム [ ○] その他 (システム基盤(団体内統合宛名、個人基本、税宛名)、庁内各業務システム )		
システム7			
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム		
②システムの機能	国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索 条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 機構(※)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を 行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※機構・・・地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29 号)に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の 運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材 育成への支援を行っている。 3 本人確認情報整合 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバーにおいて保有している本人確認情報 と、機構が全国サーバーにおいて保有している本人確認情報 サーバー及び全国サーバーに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。		
③他のシステムとの接続	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ]宛名システム等 [ ]税務システム [ ]その他 ( )		

システム8		
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能	
②システムの機能	1【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団 体に公開する機能	
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム	
	[ ]住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム	
③他のシステムとの接続	[ ] 宛名システム等 [ ] 税務システム	
	[ ]その他 ( )	
システム9		
システム10		
システム11~15		
システム16~20		

3. 特定個人情報ファイル名		
児童手当情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 札幌市個人番号利用条例第4条第2項	
5. 情報提供ネットワークシン	ステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれ る項(42、125、141、161の項) (第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は旧特例給付 の支給に関する事務」が含まれる項(106、107の項)	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課	
②所属長の役職名	子育て支援課長	
7. 他の評価実施機関	7. 他の評価実施機関	
_		

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

# 1. 特定個人情報ファイル名

見童手当情報ファイル			
2. 基本情報			
①ファイルの種類 ※		<選択肢> (選択肢> ( ) システム用ファイル ( ) システム用ファイル ( ) システム用ファイル ( ) システム用ファイル ( ) システム用ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人	、の範囲 ※	児童手当の受給者及びその世帯員	
その必	必要性	正確かつ公平・公正な児童手当業務を行うにあたり、児童手当対象者の特定等に必要な範囲の特定個人 情報を保有するもの。	
④記録される項目	■	<選択肢>	
主な記	2録項目 ※	・識別情報  [ ○ ] 個人番号 [ ○ ] 個人番号対応符号 [ ○ ] その他識別情報(内部番号)  ・連絡先等情報  [ ○ ] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [ ○ ] 連絡先(電話番号等)  [ ○ ] その他住民票関係情報  ・業務関係情報  [ ○ ] 国税関係情報 [ ○ ] 地方税関係情報 [ ○ ] 健康・医療関係情報  [ ] 国税関係情報 [ ○ ] 児童福祉・子育で関係情報 [ ○ ] 障害者福祉関係情報  [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ○ ] 介護・高齢者福祉関係情報  [ ] 雇用・労働関係情報 [ ○ ] 年金関係情報 [ ○ ] 学校・教育関係情報  [ ] 災害関係情報 [ ○ ] 年金関係情報 [ ○ ] 学校・教育関係情報  [ ○ ] その他 ( □座情報・連携ファイル関係情報	
その妥	<b>é</b> 当性	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報:認定請求時及び現況届出時の所得審査を行うために保有 ② 児童福祉・子育て関係情報:児童の入所している施設の種別を把握し、国へ報告するために保有 ③ 年金関係情報:受給者及び配偶者の被用者・非被用者の別を把握し、国へ報告するために保有 ④ その他(口座情報・連携ファイル関係情報):利用希望により公金受取口座へ手当を振り込むために保有	
全ての	記録項目	別添1を参照。	
⑤保有開始日		平成28年1月1日	
⑥事務担当部署		札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課	

3. 特定個人情報の入手・使用			
015- W			[〇]本人又は本人の代理人
			[ 〇 ] 評価実施機関内の他部署 ( )
			[O]行政機関·独立行政法人等 ( )
①入手元	**		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 ( )
			[O]民間事業者 ( )
			[ ]その他( )
			[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ
@1 <b>#</b> +:	2+		[ ]電子メール    [ ]専用線    [ ]庁内連携システム
②入手方	法		[〇]情報提供ネットワークシステム
			[O]その他 (システム基盤、サービス検索・電子申請機能)
③使用目	的 ※		行政運営の効率化と公平・公正な児童手当に関する事務を行うため。
		使用部署	札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課、各区保健福祉部保健福祉課
④使用の		使用者数	<ul> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>10人以上50人未満</li> <li>3)50人以上100人未満</li> <li>4)100人以上500人未満</li> <li>5)500人以上1,000人未満</li> <li>6)1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法			1 請求者及び届出者からの請求書類及び各種届出書類を受理する。 2 提出された書類の内容についての審査を行う(その際、同一実施機関内他部署や他団体から情報提供 を受ける場合もある)。 3 請求書類及び各種届出書類をシステム入力し、各種決定を行う。 4 児童手当に関する情報について、同一実施機関内他部署、他団体への照会を行い、又は照会に対する情報提供を行う。 5 公金受取口座へ手当を振り込む。
	情報の突合		(1) 個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 (2) 内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。 (3) 認定請求及び各種届出書類の真正性を確認し、入力する際に、請求者等の宛名情報を団体内統合宛名システムの個人番号と突合する。 (4) 住登外者の認定請求及び各種届出書の真正性を確認し、取り込む時に請求者等の宛名情報が団体内統合宛名システムの個人番号と突合出来ない場合は住民基本台帳ネットワークシステムを利用し情報を突合する。 (5) 認定請求及び各種届出書類の審査のため、各種届出書類等の内容と庁内他部署や情報提供ネットワークシステム等から入手した情報を突合する。
⑥使用開始日			平成28年1月1日

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託				
委託の	)有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない ( 2)件			
委託	事項1	手当システム(児童)の運用保守業務委託			
①委託	托内容	手当システム(児童)システムの運用・保守作業の実施			
②委託	E先における取扱者数	<選択肢>			
③委託	£先名	株式会社北海道日立システムズ			
再委託	④再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない			
	⑤再委託の許諾方法				
	⑥再委託事項				
委託	事項2~5				
委託	事項2	帳票データ印刷及び事後処理業務			
①委託内容					
①委託	托内容	システムから出力される帳票データを印刷し、事後処理(封入・封緘、裁断等)の業務を行う。			
	E内容 E先における取扱者数	システムから出力される帳票データを印刷し、事後処理(封入・封緘、裁断等)の業務を行う。			
	E先における取扱者数	<選択肢> (選択肢> 1)10人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満			
②委計 3委計	E先における取扱者数	<選択肢> [ 10人以上50人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上			
②委託	E 先における取扱者数 E 先名	(選択肢>       10人以上50人未満     1)10人未満     2)10人以上50人未満       3)50人以上100人未満     4)100人以上500人未満       5)500人以上1,000人未満     6)1,000人以上       株式会社恵和ビジネス       (選択肢>       (選択肢>       (選択肢>       () 更秀託する     2) 更秀託しない			
②委計 3委計	任先における取扱者数 任先名 ④再委託の有無 ※	(選択肢>       10人以上50人未満     1)10人未満     2)10人以上50人未満       3)50人以上100人未満     4)100人以上500人未満       5)500人以上1,000人未満     6)1,000人以上       株式会社恵和ビジネス       (選択肢>       (選択肢>       (選択肢>       () 更秀託する     2) 更秀託しない			
②委計 3委計	任先における取扱者数 任先名 ④再委託の有無 ※ ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項	(選択肢>       10人以上50人未満     1)10人未満     2)10人以上50人未満       3)50人以上100人未満     4)100人以上500人未満       5)500人以上1,000人未満     6)1,000人以上       株式会社恵和ビジネス       (選択肢>       (選択肢>       (選択肢>       () 更秀託する     2) 更秀託しない			
②委言 ③委言 再委託	E先における取扱者数 E先名 ④再委託の有無 ※ ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項	(選択肢>       10人以上50人未満     1)10人未満     2)10人以上50人未満       3)50人以上100人未満     4)100人以上500人未満       5)500人以上1,000人未満     6)1,000人以上       株式会社恵和ビジネス       (選択肢>       (選択肢>       (選択肢>       () 更秀託する     2) 更秀託しない			
② 委託	E先における取扱者数 E先名 ④再委託の有無 ※ ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項 事項3 事項4	(選択肢>       10人以上50人未満     1)10人未満     2)10人以上50人未満       3)50人以上100人未満     4)100人以上500人未満       5)500人以上1,000人未満     6)1,000人以上       株式会社恵和ビジネス       (選択肢>       (選択肢>       (選択肢>       () 更秀託する     2) 更秀託しない			
② 委	E先における取扱者数 E先名 ④再委託の有無 ※ ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項 事項3 事項4	(選択肢>       10人以上50人未満     1)10人未満     2)10人以上50人未満       3)50人以上100人未満     4)100人以上500人未満       5)500人以上1,000人未満     6)1,000人以上       株式会社恵和ビジネス       (選択肢>       (選択肢>       (選択肢>       () 更秀託する     2) 更秀託しない			
② 委	E先における取扱者数 E先名 ④再委託の有無 ※ ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項 事項3 事項4 事項5	(選択肢>       10人以上50人未満     1)10人未満     2)10人以上50人未満       3)50人以上100人未満     4)100人以上500人未満       5)500人以上1,000人未満     6)1,000人以上       株式会社恵和ビジネス       (選択肢>       (選択肢>       (選択肢>       () 更秀託する     2) 更秀託しない			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・移転の有無	[O]提供を行っている ( 4)件 [O]移転を行っている ( 2)件			
	[ ]行っていない			
提供先1	都道府県知事等			
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42項			
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの			
③提供する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報(以下「児童手当関係情報」という。			
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ			
	[O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線			
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)			
⑤提供力法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙			
	[ ]その他 ( )			
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度			
提供先2~5				
提供先2	都道府県知事等			
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 161項			
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であって生活に困窮する者に 係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって主務 省令で定めるもの			
③提供する情報	児童手当関係情報			
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ			
	[O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線			
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)			
炒提供方法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙			
	[ ]その他 ( )			
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度			

提供先3	都道府県知事等					
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 125項					
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの					
③提供する情報	児童手当関係情報					
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ					
	[O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線					
   ⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
<b>少提供</b> 刀法	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙					
	[ ]その他 ( )					
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度					
提供先4	独立行政法人日本学生支援機構					
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 141項					
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるも の					
③提供する情報	児童手当関係情報					
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上					
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ					
	[O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線					
   ⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙					
	[ ]その他 ( )					
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度					
提供先5						
提供先6~10						
提供先11~15						
提供先16~20						

移転先1	本市内部の部署であって番号法第9条第1項に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務を行う部署 保健福祉局総務部総務課、保護自立支援課 各区保健福祉部保護課							
①法令上の根拠	番号法9条2項、利用条例第4条第2項							
②移転先における用途	番号法第9条第1項に掲げる別表に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務							
③移転する情報	児童手当関係情報							
④移転する情報の対象となる 本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]	<選択肢>						
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ②対象となる本人の範囲」と同じ。							
	[ ]庁内連携システム	[	]専用線					
<b>○19</b> #= + >+	[ ]電子メール	]	] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
⑥移転方法 	[ ] フラッシュメモリ	]	]紙					
	[〇]その他 (システム基盤		)					
⑦時期·頻度	1 移転先が必要とする時期 2 児童手当に関する情報の変更が発生し	した都度、随田	<del>,</del>					
移転先2~5								
移転先2	本市内部の部署であって番号法第9条第1項に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務を行う部署 子ども未来局子育て支援部保育推進課 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課、健康・子ども課							
①法令上の根拠	番号法9条2項、利用条例第4条第3項							
②移転先における用途	番号法第9条第2項に基づいて制定した条例で定めた事務							
③移転する情報	児童手当関係情報							
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>							
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	「2. ②対象となる本人の範囲」と同じ。							
	[ ]庁内連携システム	[	] 専用線					
	[ ]電子メール	[	] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)					
⑥移転方法 	[ ] フラッシュメモリ	[	]紙					
	[〇]その他 (システム基盤		)					
⑦時期·頻度	1 移転先が必要とする時期 2 児童手当に関する情報の変更が発生し	した都度、随田	<del>,</del>					
移転先3								
移転先4								
移転先5								
移転先6~10								
移転先11~15								

### 6. 特定個人情報の保管・消去

<札幌市における措置>

▼情報システム部の管理する情報システム等における措置

- 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。
- 2 サーバへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。

- ▼外部記憶媒体を用いる場合における措置 1 暗号化機能を持った製品を使用し、保存する情報資産は必ず暗号化する。 2 保存の必要性がなくなった情報資産は直ちに削除する。

- 2 保行の必要性がなくなりた情報負達は直ろに削続する。 3 不使用時は施錠管理する。 4 外部記憶媒体利用制御システムにより、登録されていない外部記憶媒体が作動しないようにすることで、情報の不正な持ち出しを禁止している。 5 管理簿を作成し、利用者、利用日、利用目的、保存する情報資産の概要等を記録する。

### ▼ファイルサーバにおける措置

- ▼ファイルリーバにありる指し 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置 したサーバ内に保管する。
- 2 サーバへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 3 免振装置を備えたラックに保管し、無停電電源装置を備え付け、災害対応を行っている。 4 冗長化対策を施し、ディスクの一部が破損した場合であっても運用できる。 5 専用のウイルススキャンサーバを設置し、常時スキャンを行っている。 6 バックアップは別筐体に日次で行っている。

- く中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
  1 中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次本ませ、ままま。 を満たしている。

- ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータ保管している。 2 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベー ス内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

### 7. 備考

保管場所 ※

	項目名	1百采	項目名	佰采	項目名
	<u>頃日名</u>  児手個人番号		<u> 頃日名</u> 処理状態フラグー仮登録		現日名  児手関係コード
	住民コード		処理状態フラグー本登録		児手関係詳細
	受給者番号	63	処理状態フラグー書類完備		児童番号
	住登区分	64	処理状態フラグー審査完了	124	支給対象コード
	氏名ーカナ		児手受付項目コード		該当年月
	氏名-漢字	66	保留通知書送付年月日		非該当年月日
	氏名-外字フラグ		督促通知書送付年月日		同居コード
	世帯コード	68	再督促通知書送付年月日	128	監護有無
9	住所一市外一都道府県コード	69	受給区分コード	129	生計コード
	住所一市外一市区郡町村コード	70	養育者区分コード	130	受給要件フラグー同居優先
	住所一市外一大字・通称コード		勧奨リスト該当フラグ		受給要件フラグー父母指定者
12	住所一市外一字・丁目コード		処理終了コード		受給要件フラグー後見人
13	住所一市内外区分		認定年月日	133	受給要件フラグー海外留学
	住所一市内一区コード		支払開始年月		表示順
	住所一市内一字名コード		最終現況年度	135	振込先区分コード
	住所一市内一条		配偶者有無		児童審査結果コード
					児里番食結果コート  児童却下理由コード
	住所一市内一丁目		金融機関ー本店コード		
	住所一番地		金融機関一支店コード		連絡先一区コード
	住所一子番地		口座種別コード		連絡先一字名コード
	住所一室番地		口座番号		連絡先一条
	住所一地番タイプ	81	口座名義人氏名カナ	141	連絡先一丁目
	郵便番号	82	加入年金ー被用者区分コード		連絡先一番地
23	住所	83	加入年金ー年金種類コード	143	連絡先一子番地
	住所一外字フラグ		加入年金一記号番号1	144	連絡先一室番地
	方書	85	加入年金一記号番号2		連絡先一地番タイプ
	方書一外字フラグ		加入年金一年金加入証明書フラグ		連絡先一郵便番号
	住定日一元号コード		加入年金一現況時被用者区分コード		連絡先一住所
	住所一住定日		加八千亚一绕沈时极用有色刀コード 債権有無		連絡先一方書
	住所一住定事由コード	89	前受給者番号		電話番号一自宅
	市民日一元号コード		異住登申立フラグ		電話番号-携帯
31	市民日		届出職権区分コード		勤務先名称
	生年月日-元号コード		受付年月日	152	勤務先-電話番号
33	生年月日		決裁年月日		施設等種類コード
34	性別コード	94	児手審査結果コード	154	国公立区分コード
	続柄-1階層コード		審査結果理由コード	155	設置者氏名カナ
	続柄-2階層コード		通知書送付年月日	156	設置者氏名
	続柄-3階層コード		支払開始(改定)年月	157	設置者一郵便番号
30	住登外事由コード	98	手当月額	159	設置者一住所
20	日本人・外国人区分コード		第一子児童数	150	設置者一方書
	氏名ーアルファベット		第二子児童数		設置者一電話番号
	氏名一漢字併記名		第三子以降児童数		配偶者電話番号
	氏名一漢字併記名一外字フラグ		書類完備年月日		配偶者職業区分コード
	通称名ーカナ		提出書類ーその他		備考
	通称名-漢字		提出書類-備考欄		入力区分コード
45	通称名ー外字フラグ	105	消滅年月日		他児童扶養数
	30条の45に規定する区分コード	106	消滅理由コード	166	未申告該当フラグ
	国籍等コード	107	未支払請求フラグ		レコード区分コード
	国籍等		取下フラグ		賦課年度
	在留カード等の番号		取下年月日		基本カード番号
	在留資格コード		取下理由コード		サイン
	在留期間等		取り達田コート 支払計画確定フラグ		リ1フ   現年-資料区分コード
	在留期間等の満了日		<u>繰越債権額</u>	1/2	現年一所得区分コード
	異動日		残債権額		現年一徴収区分コード
	異動事由コード		納付書フラグ		現年-非課税等コード
	除票日	115	決裁リスト出力フラグ	175	現年ー状況等コード
	除票事由コード		年齢到達フラグ		前年-資料区分コード
	住登外者一除票理由		現況届要確認フラグ		前年一所得区分コード
	連番		一般施設里親区分		前年一徴収区分コード
	度 児手受付番号		停止フラグ		前年一貫状色ガコード
60	管理区コード	120	決裁停止フラグ	180	前年ー状況等コード

	項目名		項目名		項目名
	要調査フラグ		短期譲渡特別控除前		解除年月日
	みなし非課税サイン		長期譲渡特別控除前		児手差止理由コード
	マスタ区分コード		みなし法人所得税		差止通知書作成年月日
	レコードサイン		みなし法人適用前		支払年月日
	配偶者コード		固定資産評価額		削除フラグ
	特定扶養		固定資産共有区分コード		徴収申請連番
	同居老人		減税前市民税所得割合計		徴収種類コード
	老人扶養		予備		識別番号
189	一般扶養	249	賦課更正年月日		徴収開始現況年度
190	同居特別障害	250	手当反映年月日	310	徴収開始現況期コード
	特別障害		本人該当-特別障害者フラグ		徴収終了現況年度
	普通障害		本人該当-障害者フラグ	312	徴収終了現況期コード
193	計算特例-A欄	253	本人該当ー寡婦(夫)特例フラグ	313	総徴収予定額
194	計算特例-B欄	254	本人該当ー寡婦(夫)フラグ	314	徴収区分コード
195	計算特例-C欄	255	本人該当-勤労学生フラグ	315	期毎徴収額
196	義務者番号	256	寡婦の特例控除額	316	残徴収額
197	整理番号	257	勤労学生控除額	317	徴収状況-オンラインコード
	青色申告者	258	寡婦(夫)控除額	318	徴収状況ーバッチコード
	青色配偶者		株損繰越額		徴収実績連番
	青色その他		総合課税の退職所得額		徴収児手現況年度
	白色配偶者		土地等に係る事業所得等の額		徴収児手現況期コード
	白色その他		上場株式等の配当所得額		徴収年月日
	専従者控除		特例肉用牛所得(免税分除く)額		徴収実績額
	配当一分離		免税肉用牛所得額		現況状態コード
	農業所得		寡婦夫控除(住民税)額		現況届作成年月日
	営業等所得額		特別障害控除(住民税)額		現況届督促通知書送付年月日
	不動産所得		寡婦特別控除(住民税)額		現況届再督促通知書送付年月日
	利子所得		年少扶養数		登録日
	配当一総合		税調査状況コード1		DV等被害者区分コード
210	未公開株式等		税調査状況コード2		加害者住所
	先物取引		税調査状況コード3		加害者氏名
	給与収入		事務所事業所家屋敷対象区分		加害者生年月日
	給与所得		課税注意者区分		福祉支援開始日
	報一年金収入 		所得割非課税事由		福祉支援終了日
	<u>推 年並な</u> ろ 雑一年金所得		均等割非課税事由		住記支援開始日
	新二十五月日   雑所得		減免事由		住記支援終了日
	総短長一		書類コード		メモ
	総互反一   給与以外の総所得		提出年月日		パモ 児手閲覧フラグ
	和子以外の総別特 雑短期譲渡所得		現況年度		支援終了フラグ
	長期譲渡所得		児手期コード		個人番号
			月インデックス		
		281		341	口座情報登録・連携ファイル関係情報
	山林所得 合計所得		月  支給児童数-3歳未満		
	繰越損失		支給児童数一3歳以上		
	雑損		第一子加算児童数		
	医療費		第二子加算児童数		
	社会保険料		支給額		
	小規模企業共済		<u>債権発生額</u>		
	生命保険料		内払調整額		
	地震保険料		差止開始年月		
	寄付金		受消区分コード		
	扶養控除		支払予定連番		
	配偶者特別		支払済コード		
234	其礎控除	20/	支払 対象フラグ		

234 基礎控除

235 障害等の控除 236 市民税所得割合計 237 道民税所得割合計

238 市民税均等割

239 道民税均等割

240 合計税額

294 支払対象フラグ 295 支払区分コード 296 支払実績連番

298 支給差止連番

300 差止年月日

299 児手差止状態コード

297 履歴連番

## Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

## 1. 特定個人情報ファイル名

児童手当情報ファイル

## 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

## 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク 1 児童手当業務に関する宛名情報は、システム基盤(社会保障宛名)に保存しており、事務で使用する 部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。 2 児童手当業務以外との情報連携を行うためには、札幌市情報公開・個人情報保護審議会による点 など札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16 リスクに対する措置の内容 <選択肢> ] 特に力を入れている リスクへの対策は十分か 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク <選択肢> ユーザ認証の管理 行っている 1) 行っている 2) 行っていない システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード(約3 O秒ごとに変化する)、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制 限する。 具体的な管理方法 <サービス検索・電子申請機能> マッーこへ検索・電子中間機能ン サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用できる職員を限定し、その他の職員の利用 を禁じている。また、電子申請データの受領のために使用するアカウントは、職員ごとに使用しており、共 有のアカウントとはなっていないうえ、職員の異動等があれば速やかにアカウントの抹消を行うこととして システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないようシステム部門で管理してい る。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、システム部門で制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行う。 その他の措置の内容

1

リスクへの対策は十分か

特に力を入れている

<選択肢>

1) 特に力を入れている

3) 課題が残されている

2) 十分である

## 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<児童手当業務に関係のない職員や来庁者等によるのぞき見のリスク> 1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要のない画面のハードコピーは取得しない。

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない						
リスク	リスク: 委託先における不正な使用等のリスク						
委託基報ファイ定	R約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する規	Г	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2)定	'めていない
		以12345678 下秘事特再漏委特再漏委特所 が事務でである。 は で が 事 が 事 が 事 が 事 が 事 が 事 が 事 が 事 が ま が ま	項を規定している。 持義務 f内からの特定個人情報 引人情報の目的外利用の における条件 事業等が発生した場合 と約終了後の特定個人 関人情報を取り扱う従業	級の持ちの禁止 の禁止 すの委託会 情報の明研 契約内容	先の責任 却又は廃棄 筆化 の遵守状況についての報告	事項」を	を遵守するよう定めており、
再委託ファイル	E先による特定個人情報 レの適切な取扱いの担保	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってい 3) 十分に行っていない		
	具体的な方法	当該委託 る。	業務の契約書では、「特	寺定個人	情報等の取扱いに関する特語	記事項」	を遵守するよう定めてい
その他	2の措置の内容	_					
リスク	への対策は十分か	[	特に力を入れている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) +	分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
_							

5. 特	定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通	低じた提供を除く。)	[	]提供・移転しない
リスク	リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク					
特定個関する	国人情報の提供・移転に ルール	[ 定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定	めていない
	ルールの内容及びルー ル遵守の確認方法	(内容) 札幌市内部の児童手当業 範囲に限定する。 (確認方法) 個人番号利用事務監査を9				去令で定められた必要な
その他	色の措置の内容	1 「サーバ室等への入室 る者を管理し、情報の持ち 2 システムにより自動化さ 報システム部門の職員が立 3 外部記憶媒体へのコピー 体が作動しないようにするこ	出しを制限する。 れている情報の Z会う。 ーを禁止してい。	。 )提供・移転処理以外で、¶ る。また、外部記憶媒体利	青報の提信 用制御シ	共・移転を行う場合は、情
リスク	への対策は十分か	[ 特に力を入れてい	いる ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) +	分である
特定値 る措置		託や情報提供ネットワークシ	ンステムを通じた	−提供を除く。)におけるその	の他のリス	スク及びそのリスクに対す
_						

6. 情報提供ネットワークシン	ステムとの接続	[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)					
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	の各業務システムから、情報提供ネットワ <中間サーバー・ソフトウェアにおける措 1 番号法上認められた情報連携以外の! いように備えている。 2 ログイン時の職員認証の他に、ログイ	は、中間サーバ・プラットフォームが行う構成となっており、本市フークシステム側へのアクセスはできない。 諸					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
リスク2: 不正な提供が行われ	るリスク						
リスクに対する措置の内容	報提供ネットワークシステム側から、本市 く中間サーバー・ソフトウェアにおける措 1 情報提供の要求があった際には、情報 チェックする機能が備わっている。 2 情報提供ネットワークシステムに情報 成して送付する機能が備わっている。また 報照会者へたどり着くための経路性される! より、特定個人情報が不正に提供される! より、特定個人情報が不正に提供される! は個人情報の提供を行う際に、送信内容をは 提供されるリスクに対応している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイ	報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるか 提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生た、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能に					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					

#### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他のリスク①:不正なアクセスがなされるリスク

<札幌市における措置>

情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成とすることにより、システムの仕組みとして、情報提供ネットワークシステム側から本市の各業務システムへのアクセスが不可能となるようにしている。

く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施される機能を有することにより、不適 切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止している。

その他のリスク②:情報提供用符号が不正に用いられるリスク

く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> システム上、情報連携時にのみ符号を用いる仕組みになっており、不正な名寄せが行われることのないよう、安全性を確保している。

その他のリスク③:通信中の情報に対する不正なアクセスにより情報が漏えいするリスク

<札幌市における措置>

へればけたのける相直/ 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行うことに より、通信中の情報に不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。 く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行 政ネットワーク等)を利用することにより、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。

- 2 中間サーバーと自治体等についてはVPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、自治体ごとに通信回線を分離することで、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。 3 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は暗号化されており、万が一通信中の情報に不正なアクセスがあったとしても容易に情報漏えいが起こらないよう対応している。

- その他のリスク④:情報提供データベースに保存される情報が漏えいするリスク <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方自治体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、 他の地方自治体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとすることで、保存された情報が漏えいすることのないよう、安全性を
- 確保している。 2 地方自治体のみが特定個人情報の管理を行う仕組みとし、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報にアクセスできないようにしているため、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。

7. 特	7. 特定個人情報の保管・消去					
リスク	: 特定個人情報の漏えし	`•滅;	失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周 知		[ 特に力を入れて行っている ]		]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行ってい <a>i</a> 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし ]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容	_				
	再発防止策の内容	_				

その他の措置の内容	外部記憶媒体を用いる場合には、II.6に記載の措置を行うほか、USBメモリに一時保存した情報資産を 消去しているか、責任者が定期的に確認する。					
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 「特に力を入れている」 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
特定個人情報の保管・消去にお	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
_						

# 8. 監査 実施の有無

「O]自己点検 [O]内部監査 〕外部監査

#### 9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 特に力を入れて行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

<札幌市における措置> 児童手当に関する事務にかかわる職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間 ごとに、必要な知識の習得に資するための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含 む。)を実施するとともに、その記録を残している。

具体的な方法

く中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとし ている。

## 10. その他のリスク対策

<札幌市における措置> 情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、情報システム部門 と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシ の高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現 する。

# Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂	正・利用停止請求
①請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求について受け付ける。
③法令による特別の手続	_
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの	取扱いに関する問合せ
①連絡先	郵便番号060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階 札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

# V 評価実施手続

1. 基礎項目評価					
①実施日					
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)	]			
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】					
①方法					
②実施日・期間	_				
③主な意見の内容	_				
3. 第三者点検【任意】					
①実施日	_				
②方法					
③結果	_				

# (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月28日	特定個人情報ファイルを取り扱 う事務	日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表第 一の56項により個人番号を利用することができる のは、児童手当に関する事務であって主務省令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律((平成25年5月31日法律第27号)以下、「番号法」という。)別表の81項により個人番号を利用することができるのは、児童手当に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年10月28日	I -1 特定個人情報ファイルを取り扱 う事務 ②事務の内容		(以下を追加) 上記の事務には、戸籍関係情報の照会事務を含む。	事後	戸籍法の一部改正に伴う追記
令和7年10月28日	I-2. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務において使用する システム システム5 ②システムの機能	送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた 情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送す	3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 送 世帯情報のうち、番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表に定められた情報をシステム 基盤(市中間サーバー)へ転送する。	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年10月28日	I-4. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定め  る命令 第44条	番号法第9条第1項 別表の81の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命 令 第44条 札幌市個人番号利用条例第4条第2項	事後	番号法の改正に伴う修正

令和7年10月28日	I -5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、 第4欄(特定個人情報)に「児童手当法による児 童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」が	第4欄(特定個人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項(42、125、141、161の項) (第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2 欄(事務)に「児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務」が含まれる項	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年10月28日		正確かつ公平・公正な児童手当業務を行うにあたり、児童手当及び特例給付対象者の特定等に必要な範囲の特定個人情報を保有するもの。	正確かつ公平・公正な児童手当業務を行うにあたり、児童手当対象者の特定等に必要な範囲の特 定個人情報を保有するもの。	事後	文言修正
令和7年10月28日		番号法第19条第8号別表第二 26項 番号法第19条第8号別表第二 87項 番号法第19条第8号別表第二 106項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表 42項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表 125項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表 141項	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年10月28日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・	提供先:社会福祉協議会 ①番号法第19条第8号別表第二 30項 ②社会福祉法による生計困難者に対して無利子 又は低利で資金を融通する事業の実施に関する 事務であって主務省令で定めるもの	提供先:都道府県知事等 ①番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表 161項 ②「生活に困窮する外国人に対する生活保護の 措置について」に基づく外国人であって生活に困 窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金 の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関す る事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の改正に伴う修正

令和7年10月28日	Ⅱ-5. 特定個人情報の提供・ 移転 移転先1 ②移転先における用途	番号法第9条第1項に掲げる別表第1に基づき特 定個人情報を利用できるとされる事務	番号法第9条第1項に掲げる別表に基づき特定 個人情報を利用できるとされる事務	事後	番号法の改正に伴う修正
令和7年10月28日	Ⅱ-6. 特定個人情報の保管・ 消去 保管場所	ハ至への人至を厳里に官理する。 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間 サーバのデータベース内に保存され、バックアッ プも データベース上に保存される。	する環境に設直し、設直場所のセキュリティ対策 はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適 切に実施されているほか、次を満たしている。	事後	文言修正
令和7年10月28日	移転	2 システムにより自動化されている情報の提供・ 移転処理以外で、情報の提供・移転を行う場合 は、情報システム部門の職員が立会う。 3 外部記憶媒体を用いる場合には、II.6特定個 人情報の保管・消去に記載の措置を講ずる。	移転処理以外で、情報の提供・移転を行う場合	事後	文言修正